

警察官及び交通巡視員の制服等の取扱いについて（例規通達）

平成26年 3 月17日

本部（装施）第21号

〔沿革〕 平成29年 3 月本部（装施）第 8 号、令和 3 年 3 月本部（警務）第19号、7 年 7 月本部（装施）第46号改正

このたび、警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に支給されている制服等の取扱いについて、平成26年 4 月 1 日から下記により取り扱うこととしたので誤りのないようにされたい。

なお、警察官及び交通巡視員の制服等の取扱いについて（平成 6 年 7 月15日付け本部（警務）第45号）は、廃止する。

記

- 1 警察官等が保有することができる制服等の取扱い
 - (1) 警察官等が保有することができる制服等の品目及び保有数の上限は、使用期間の満了した制服等の予備数を含め、別表のとおりとする。
 - (2) 所属長は、所属の警察官等が保有する制服等が(1)に定める保有数の上限を超えたものについては、制服等返納書（別記様式第 1 号）に制服等を添えて返納させ、当該制服等は警務部装備施設課長に送付すること。
 - (3) 所属長は、所属の警察官等が保有する制服等が公務損傷、経年劣化又は体格の変化により着用できなくなった場合は、制服等再支給申請書（別記様式第 2 号）により申請（警務部装備施設課長経由）すること。
- 2 退職者等の制服等の取扱い
 - (1) 所属長は、所属の警察官等が失職若しくは退職をし、又は休職若しくは臨時待命を命ぜられ、若しくは承認された場合及び死亡した場合においては、警察官等が保有する制服等については、制服等返納書に制服等を添えて返納させ、当該制服等は警務部装備施設課長に送付すること。
 - (2) 殉職等の特別な事由がある場合、所属長はあらかじめ警務部装備施設課長と協議の上、本部長の承認を得て、制服等の一部を返納させないことができる。
- 3 制服等を処分するに当たっての留意事項

警務部装備施設課長は、所属から送付された制服等を処分する場合は、警察官等の制服等であることが判別できないように配意すること。
- 4 書類の保存期間

制服等返納書及び制服等再支給申請書の保存期間については、1 年とする。